

令和2年度 中浦小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日改訂

1 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある（※3）ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- （※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による。）

2 いじめ防止のための取組の基本方針

- 学校の全教育活動を通じて、いじめを生まない学校づくり、学級づくり、人間関係づくりに努める。
- いじめや児童間のトラブルの早期発見に努めるとともに、いじめに当たるか否かにかかわらず即時対応・早期解決を図る。
- いじめの未然防止、早期発見、即時対応のいずれにおいても、組織的な対応を行う。また、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、直ちに学校のいじめ等対策組織に報告・相談する。
- いじめはどの子どもにも起こりうることから、いじめの認知を躊躇せず行うとともに、いじめを行った児童の成長につながるよう再発防止のための指導を行う。

3 いじめ防止対策のための組織

- (1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織「いじめ・不登校対策委員会」

- ア 校長 イ 教頭 ウ 生活指導主任 エ 教務主任 オ 養護教諭 カ 該当担任
- (2) いじめ対策に向けて全職員で共働体制を図る組織「拡大いじめ・不登校対策委員会」
- (3) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織
「生活指導部会」
- (4) 必要に応じて組織の構成員、諮問機関となる外部専門家等
ア 新発田市のSSW イ 主任児童委員 ウ 心理福祉の専門家
エ 医師 オ 弁護士
- (5) いじめ・不登校対策委員会の役割
- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画（「いじめ防止学習プログラム」）の作成・実行・検証・修正
 - ② いじめの相談・通報の窓口
 - ③ いじめの発見やいじめにつながる恐れのある児童の行動等に係る情報の収集と記録、共有
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、関係児童への事実関係の聴取、いじめであるか否かの判断
 - ⑤ いじめを受けた児童、いじめを行った児童への支援・指導の体制、対応方針の決定。
 - ⑥ いじめを受けた児童及びいじめを行った保護者への説明、指導、学校と連携した対応の依頼

4 いじめ防止に係る措置

- (1) いじめの防止
- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
 - ② 児童の豊かな情操や道徳心、コミュニケーション能力、社会性が育まれる授業づくり・集団づくりを進め、児童が互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - ③ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - ④ 児童に対して、傍観者とならず、大人に知らせたり、いじめを受けている児童を守ったり、いじめが起きそうなときに場面転換を図ったりするなど、いじめ防止のためにできる様々な役割を理解させ、率先していじめ防止の行動をとることができるようにする。
 - ⑤ いじめは重大な人権侵害に当たり、関係した児童に大きな傷を残すものであることを理解させるとともに、刑事罰や損害賠償の対象となること等、法律上の扱いについても発達段階等に応じて学習できるようにする。
 - ⑥ 保護者・地域住民・近隣の小中学校等で連携し、地域全体でいじめ根絶を進める機運の醸成に努める。
 - ⑦ 特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた支援を行うとともに、周囲の児童等に対する必要な指導を行う。
- (2) 早期発見
- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。

- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、管理職にもれなく報告・相談する。
- ③ 教職員は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、担任する学級以外であっても児童の変化等を敏感に察知し、管理職に報告・相談する。
- ④ 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめ通報窓口

- ① 児童、保護者のいじめ通報は、中浦小学校職員全てが受け付けること、話しやすい職員に通報してよいことを年度初めや学校生活アンケート実施時に周知する。
- ② 新発田市教育委員会学校教育課（電話 2 2—9 5 3 2）教育相談係を相談窓口として周知する。県からの通知に基づき、新潟県等の相談窓口についても周知する。

(4) いじめに対する措置

- ① 法第 2 3 条第 1 項に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校がいじめ等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。
- ② 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ③ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- ④ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を重んじ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ⑤ いじめ認知件数が零であった場合は当該事実を児童生徒や保護者に向け公表し、検証を仰ぐ。
- ⑥ 学校は、いじめが謝罪をもって安易に解決するものでないことを認識し、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について注意深く観察を継続する。いじめが解消したかどうかは、次の 2 つの要件から慎重に判断する。
 - ア いじめに係る行為が少なくとも 3 か月以上止んでいること
 - イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

5 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

- ① いじめ防止に向けた指導内容（指導事項）
 - ア 人間関係づくりの指導、コミュニケーション能力の育成
 - イ 互いに人権を尊重すること、他者に対して敬意や思いやりを持って接すること、他者と協力して活動することのよさ
 - ウ いじめの法律的な側面
 - エ いじめを受けたとき、いじめを目撃したときの対応行動
- ② 指導の手立て
 - ア 教職員による教育活動・運営活動

イ 児童生徒によるいじめ防止に向けた具体的な取組（教育活動）

(2) 早期発見・即時対応の在り方

① ささいな変化に気付くために

ア 毎日の健康観察や出席確認の時などに本人の顔の表情や服装等を意識して観察する。

イ 「いじめに関するアンケート」(毎月)を実施し児童の様子や気持ちを把握する。

(3) 教育相談体制

① 「学校生活アンケート」(6月、10月)に基づく教育相談

ア いじめに関するアンケートを中心とした「学校生活アンケート」を家庭に持ち帰り、保護者とともに実施する。

イ 「学校生活アンケート」に基づき、全校一斉に学級担任が全児童への教育相談を実施する。

ウ 6月、11月の個別懇談会において、学校と家庭で情報を共有する。

エ 緊急性が高い場合は、個別懇談を待たずに、保護者と情報を共有する。

② 訴えや情報提供等にかかわる教育相談

→訴えなどがあつた時点で当該児童の学級担任または生活指導主任、教頭(または訴え者が希望する職員)が実施(複数人で対応する)

③ スクールカウンセラーやS S Wの活用

④ 教育相談実施後の情報共有と迅速な対応

(4) 気付いた情報を確実に共有するために

① 「いじめに関するアンケート」で「あり」又は「疑いあり」の回答があつた場合は、速やかに(児童に聞き取る前)に校長に報告する。その後、生活指導主任に報告し児童の聞き取りを行う。アンケート用紙は、いじめの有無にかかわらず全児童分1年間保管する。

② 定期的に拡大いじめ・不登校対策委員会を開催する。

「いじめに関するアンケート」の直後、「学校生活アンケート」の直前直後に、アンケート内容の検討及び実施後の状況について全職員で情報を共有する。

③ 緊急を要する場合は、必要に応じて開催する。

④ 校務支援システムへ記録を保管する。

担任及び担任外であっても、校務支援システムに気付いた情報をもれなく記入する。

⑤ 校務支援システムを基にして「拡大子どもを語る会」を年間5回(4, 6, 9, 11, 2月)実施する。また、週1回を基本として「子どもを語る会」を実施する。

⑥ いじめ及びその疑いとされた事案については、年度ごとに整理して校務フォルダーに保管する。

⑦ いじめの認知又は疑いがあつた場合は、速やかに被害児童と加害児童の保護者に、いじめの状況及び学校の対応を周知する。

⑧ 対応の手順を明確にして対応する。

(ア) 事実確認(事情聴取等)

(イ) 当該児童の保護、および指導

(ウ) 被害・加害双方の保護者連絡

(エ) 事後観察、事後指導

(オ) 状況を勘案し状況に応じた全体指導(学級、学年、全校)

(カ) 経過観察 など

6 校内研修

- (1) 自校いじめ防止基本方針の理解 → 4月職員会議時、基本方針改定時
- (2) いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上→夏季休業中
 - ① いじめ防止推進基本法及び教義第 1924 号の 2H30. 3. 28 付通知「いじめ防止対策推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」等に基づく研修
 - ② いじめ予防の指導についての研修
 - ③ いじめ発生時の指導の流れ、事後指導等についての研修
 - ア いじめの早期発見、いじめへの対処に関することなど
- (3) いじめ・不登校対策委員会及び子どもを語る会時における緊急性の高い研修→随時
 - ① 事例に基づく本校の現状の把握と児童についての研修
 - ア いじめの早期発見、いじめへの対処に関することなど
 - イ チェックリスト等を作成し、全教職員による共通理解など

7 いじめ防止に向けた取組の評価（いつ、どの内容を評価するのか）

- (1) 7月、12月の学校評価による、PDCAサイクルを機能させた取組の評価
- (2) 7月、12月、「いじめの未然防止、早期発見、即時対応」に係る点検表により、全職員がいじめ防止に関する、学校の組織体制について理解、実践しているか評価する。
- (3) 8月、1月の学校評価会議における（1）、（2）に基づく改善策の立案、実施。

8 家庭・地域への説明及び啓発

- (1) 第一学期始業式、「いじめ防止基本方針」について児童に指導する。
- (2) 年度始のPTA総会で、「いじめ防止基本方針」について保護者に説明する。
- (3) 当校ホームページに、「いじめ防止基本方針」をアップする。
年度始の学校だよりで、地域住民及び関係者にその旨を周知する。
- (4) 年度途中に「いじめ防止基本方針」改定があった場合は、（1）～（3）に基づき必要に応じて周知する。
- (5) （1）～（4）において、「学校がいじめの通報の窓口となること」、「学校と被害・加害双方の家庭が情報を共有すること」の必要性を周知する。学校の通報窓口については、担任にかかわらず、一番相談しやすい職員誰にでも通報してよいことを周知する。

9 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
 - ① いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 など
 - ② 年間30日を目安とする欠席があるとき
ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
 - ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき
- ※1 学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えた

としても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ※2 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会→新発田市長 * 学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり

(3) 調査の主体について

- ① 学校が主体となっていく場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ② 市教育委員会が主体となっていく場合
* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ① 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ② 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ③ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない（第三者）参加を図る。
（例：市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医 職能団体等）

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 不都合なことがあっても事実をしっかり向き合う。
- ③ 「事実を明確にする」ために
ア いじめ行為が、
「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「児童生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- ④ いじめられた児童から聴き取りが可能な場合、
ア いじめられた児童、在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
イ いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先する。
ウ いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ⑤ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合
ア 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

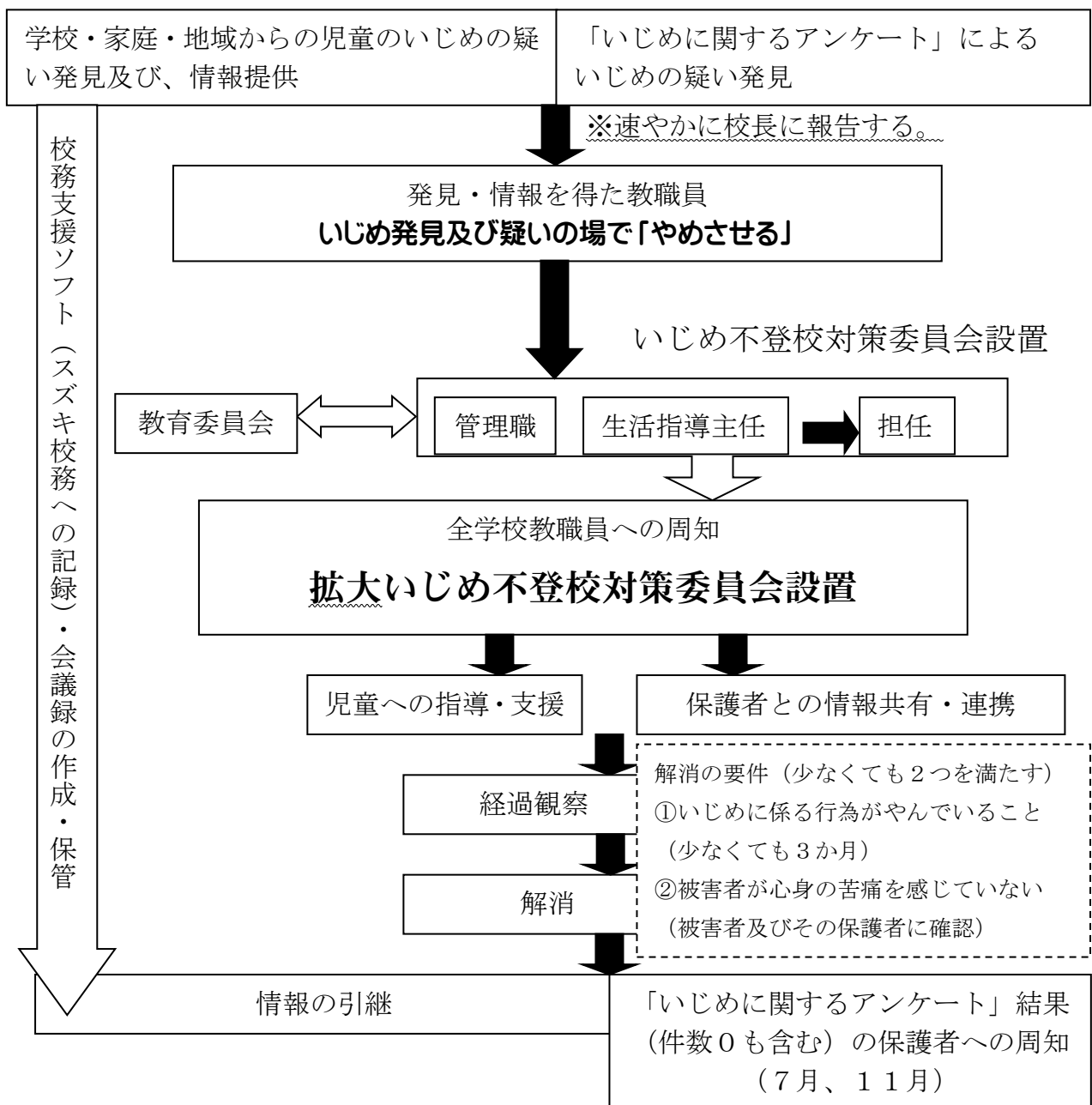
- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。
(ア) いじめ行為がいつ (イ) 誰から (ウ) どのような態様で
(エ) 学校がどのように対応したか

- イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
- ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- エ 調査を行う際には、調査方法及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

- ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
- イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。

10 いじめ問題への組織的対応図事



- * 児童の記録は、校務支援システムに記入し保管する。校務支援システム閲覧によりいじめ不登校対策委員会等の会議を行う。
- * 児童の指導記録は、校務（Z）フォルダー「生活指導」に年度別に保存する。
- * 各会議では、記録者を選任し、校務（Z）フォルダーの「諸会議録」に保存する。
- * 児童個々の記録、会議の記録については、卒業時中学校に引き継ぐまで機密情報として保管する。
- * 校内いじめ・不登校対策委員会で集約したいじめに係る情報や児童の指導記録の保存期間は5年とする。
- * いじめ発見のために行ったアンケートの用紙は、実施年度の翌年度末までの間、全学年分を一括して保管する。ただし、重大事態に到った事例に関わるものは、保存期間5年とする。

11 計画の見直し

本計画は児童の実態などに応じ、全ての教職員が関わっているか等、指導体制や実効性等の観点から、適時適切に見直すものとする。